

◆平成20年11月27日～平成24年9月26日 議会改革のあゆみ

大項目	中項目	詳細項目	第1回設置 H20.11.27～H21.9.18 委員数:9名 調査結果 <委員会開催数:10回>	第2回設置 H21.11.14～H22.11.24 委員数:6名 調査結果 <委員会開催数:13回>	第3回設置 H22.11.24～H23.11.24 委員数:8名 調査結果 <委員会開催:11回>	第4回設置 H23.11.24～H24.8.1現在 委員数:9名 調査状況 <委員会開催:11回>	H20.11.27設置 ～ H24.9.26調査終了 議会改革の成果等
議会運営	本会議の運営	1-1-1 説明員の範囲	① 出席要求について、自治法の規定では説明員として出席する者は、市長及び行政委員会の長の判断によるため、議会で説明員の範囲を検討し、市長及び行政委員会と調整し出席要求を行なうこととする。なお、委任又は嘱託された職員の答弁は、市長及び行政委員会の長の答弁としての効果を持つ。 ② 9月議会は決算が上程されるため、監査委員(識見)への出席の要請を定例化する方向で調整する。 ③ 一般質問の答弁を求める者に、行政委員会の長が指名されている場合は出席要請を行なう。	前期検討結果では、監査委員への出席要請を定例化するとされていたが、H21年度決算審査においては、委員会の冒頭に出席要請したが、本会議では要請されなかった。今後は、質問通告がある場合の要請とする。			○ 三役と部長に出席要求、一般質問の答弁を求める者に行政委員会の長が指名されている場合は出席要求する。
		1-1-2 通年議会と専決処分	中長期検討項目につき検討保留	通年議会はデメリットもあるので採用せず、臨時議会招集請求権で随時対応していく。議長は、専決処分の申し入れがあれば議会運営委員会に諮問する。通年議会と専決処分については国でも検討されており、参考にする必要がある。			○ 通年議会はデメリットもあるので採用せず、臨時議会招集請求権で随時対応していく。議長は、専決処分の申し入れがあれば議会運営委員会に諮問する。
		1-1-3 執行部の反問権の保障	中長期検討項目につき検討保留	質問内容を確認する程度であれば条例化の必要はない。それ以上については今後も検討されたい。	質問内容の確認を反問としない。答弁の途中で突然反問されたら対応できないこととなる場合もあり、基本条例策定時に再度検討を行う。	議会基本条例策定にあたり、反問権の規定について検討の結果、規定することとした。	○ 議会基本条例に反問権を規定。
		1-1-4 議員間の自由討議		委員会の運営と併せて検討されたい。	本会議の委員長報告の後の討議では、委員会審査の意味が無くなるのでないか。基本条例策定時に検討を行う。	議会基本条例策定にあたり本会議における自由討議については、前文及び議員の活動原則に自由討議の尊重を規定することとした。	○ 議会基本条例に自由討議の尊重を規定。
		1-1-5 議場へのパソコンの持ち込み		議員は現行通り持ちこまない。説明員が答弁資料の検索のため委員会に持ち込むことは考慮されたい。			○ 議場へのパソコンの持ち込みは認めていない。
	委員会の運営	1-2-1 特別委員会設置のあり方	① 特別委員会の設置は、一定の期間で結論の出るものを基本とする。それ以外は、所管の常任委員会で調査を行い、必要に応じて重点調査を実施する。 ② 議会広報広聴特別委員会を常任委員会とする。なお、委員は総務・文教・産建の各委員会から各3名以内を選出して9名以内の委員構成とし、広聴活動の充実を図る。	議会広報広聴特別委員会を常任委員会化が望ましいが、所属委員会数が不均衡になることに対する懸念もあり議員協議会での協議を参考に今後引き続き検討されたい。	議会広報広聴特別委員会は常任委員会とする方向での検討を行う。特別委員会については、設置後、委員会において調査計画等を作成することにより効率的・効果的な調査を行い一定の期間で結論を出す取り組みを実施していくこととした。	議会広報広聴特別委員会を常任委員会化し、議会報告会の開催など広報広聴の充実強化に取り組むこととした。	○ H24.11に実施する議会役員改選から議会広報広聴特別委員会を常任委員会とするため委員会条例を改正。 ○ 特別委員会については、調査計画を設定して効率的・効果的な調査を行い一定期間で結論を出す運営となった。
		1-2-2 予算・決算特別委員会のあり方	次期から予算及び決算については、全員(議長を除く)を委員とする特別委員会を設置する。ただし、監査委員(議会選出)は、決算審査特別委員にならないこととする。 なお、委員会の専門性を考えると、全員での設置はなじまないため現状維持とする少数意見があった。	H21年度予算の審査及び決算においては、市政全般に関するものであるため予算の審査では議長を除く全議員。決算では議長及び監査委員(議会選出)を除く全議員で特別委員会を設置し試行したところ十分な審査も行なえたので継続したい。			○ 予算は議長を除く全議員、決算は議長と監査委員を除く全議員で特別委員会を設置し、各委員会ともに概ね4日間の集中審議を実施、全議員が委員であるため審査において出された意見、要望等を委員会審査報告としている。
		1-2-3 調査の進め方	① 管外調査の執行部への出席要請については、調査目的に関連した執行部に対し委員会が必要であれば同行を求める。 ② 各常任委員会で、調査の具体的なテーマ、開催回数・開会時間等について検討し実施する。 ③ 委員会として、具体的な調査事項を決めて調査を行い、調査報告の中で政策提言、要望等を行なう。	現状の調査活動を深めることを目的として、具体的な調査事項を決めて重点的に調査を行い、調査報告の中で政策提言・要望等を積極的に行うことが望ましい。		議会基本条例策定にあたり委員会活動については、専門性及び特性を活かした運営により機動性の向上を図ること規定することとした。	○ 閉会中の所管事務調査については、調査活動を深めることを目的として具体的な調査事項を決めて重点調査を実施することにより、執行部に対し提言・要望等を行う運営となってきた。 ○ 議会基本条例に委員会活動の強化を規定。

大項目	中項目	詳細項目	第1回設置 H20.11.27～H21.9.18 委員数:9名 調査結果 <委員会開催数:10回>	第2回設置 H21.11.14～H22.11.24 委員数:6名 調査結果 <委員会開催数:13回>	第3回設置 H22.11.24～H23.11.24 委員数:8名 調査結果 <委員会開催:11回>	第4回設置 H23.11.24～H24.8.1現在 委員数:9名 調査状況 <委員会開催:11回>	H20.11.27設置 ～ H24.9.26調査終了 議会改革の成果等	
議会運営	委員会の運営	1-2-4 説明員について	① 現状どおり、所管の課長職以上全員出席とする。 ② 付託議案の内容により所管外の説明員に出席を求める場合は、委員会の判断による。	所管事務調査における重点調査の通告制を採用する場合には、業務の効率化を踏まえ、質疑への答弁を求められる可能性のある説明員を除き、控室待機を要しないこととする。(ただし突発的な質問に対応できるよう、議会の状況把握に努めることとする。)			<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状どおり所管の課長職以上全員出席とする。なお、所管事務調査で重点調査を実施する場合、出席を求める説明員の範囲は委員会の判断による。 ○ 付託案件の審査においては、議案の内容により所管外の説明員に出席を求める場合は、委員会の判断による。 	
		1-2-5 委員会の政策形成過程への積極的関与		議長は市長に対して、市の重要な会議や各種審議会等の開催について、広く市民の傍聴を可能にし、会議結果の公開や所管課での議事録や資料の閲覧などができるようにするなど、積極的な情報提供に取り組まれるように要請されたい。			<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長から市長に対して、市民への積極的な情報提供に取り組むよう要請した。 	
		1-2-6 委員会の自由討議と意見表明		市民の多様な声を代表する議員が、自ら議案を提案し、自治体運営全般について討議し、地域の意思決定を行っていく場をつくりだすことが議会に求められており、自由な討議形式の導入が必要である。	<p>9月議会の委員会付託案件について、採決前に委員間で討議を行なった。目的は賛否の分かれる議案に対し、多くの意見を出し合うことで審議の過程と争点を明らかにすることである。</p> <p>討議内容については「議会だより」に掲載することで、議決結果だけではなく審議過程、少数意見も市民に公表することが出来た。委員間討議の継続を望む委員が多くあり、議員協議会において試行実施ではあるが継続することを確認した。 ※H23.9から付託議案の採決前に委員間討議を試行実施</p>	議会基本条例策定にあたり、委員間討議を尽くすことにより合意形成に努める旨を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会付託案件について、結論を出す前に委員間討議を実施し、「議会だより」に討議の内容を掲載している。 ○ 議会基本条例に委員間討議を規定。 	
		1-2-7 所管事務調査における質疑事項の通告		専門性を発揮し深く議論をするために、説明員には必要な資料を整え十分な答弁ができるように準備をすることを要請する、そのためにはテーマを絞り込んで質疑事項を通告することも必要である。	質疑事項の通告制を採用すれば通告した委員のみの調査となり通告していない委員、また通告以外の内容についても調査が難しくなるため、従前の所管事務調査に加えて、調査項目を絞り込んだ重点調査の実施を検討。			<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管事務調査においては、委員会での調査の柔軟性を確保するため質疑は通告制とせず、従前の所管事務調査に加えて調査項目を絞り込んだ重点調査を実施する。
	行政視察	1-3-1 視察等報告書の提出	先進事例等を調査する場合、十分な事前調査をした中で先進的及び特色のある取り組みを行なっている視察先を選定し、視察後は委員会として視察報告書を提出する。	先進事例等を調査する場合、十分な事前調査をした中で先進的及び特色のある取り組みを行なっている視察先を選定し、視察後は委員会として視察報告書を提出する。				<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察研修については、委員会で事前に視察先の調査、視察事項の研修等を実施し、視察後は委員会において視察のまとめを行い視察報告書を作成し議長に提出する。 ○ 「議会だより」に視察報告を掲載。
		1-3-2 視察経費	調査中の事件について先進事例等の調査が必要となった時、予算が限られているため調査したい先進地に視察研修を実施することができないということのないよう、視察経費の予算要望を行なう。	調査中の事件について先進事例等の調査が必要となった時、予算が限られているため調査したい先進地に視察研修を実施することができないということのないよう、視察経費の予算要望を行なわれたい。				<ul style="list-style-type: none"> ○ H23年度、24年度予算編成時に議長から調査研究費の予算要望を行い増額されたため、予算不足のため視察先が制限されることがなくなった。 ○ 議会基本条例に議会予算の確保を規定。
		2-1-1 出前講座、懇談会、報告会の実施について	出前講座、懇談会、報告会は、議会として実施要綱等を規定して実施する。	9月議会の「議会だより」が発行される11月初めに南あわじ市議会議会報告会実施要綱に基づき、旧町4ヶ所と沼島で報告会を実施した。実施結果を検証し引き続き市民との連携強化の一環として前向きに取り組んでいただきたい。 ※H22.11議会報告会を試行実施	第1回目の議会報告会の反省を踏まえて、第2回目の報告会について検討した。報告内容、司会者の役割、議員の共通認識等実施に向けての課題は大きい、市民と議会との情報交換の場として重要な機会であり継続していく必要がある。 ※H24.2議会報告会を試行実施	第2回議会報告会を開催した。開催後、今後継続的に開催するための課題等について検証を行い、議員協議会で報告した。	議会基本条例策定にあたり、議会報告会の開催を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年度、H23年度に報告会を実施、今後も継続して実施することとした。 ○ 議会基本条例に議会報告会の開催を規定。
市民参加	市民との連携	2-1-2 参考人制度、公聴会の積極的な活用		議会にとって市民の意見を聞き、それを決定に反映していくことは、市民参加と代表制の望ましい関係であり、積極的な活用を図られたい。 ※これまでも委員会審査・調査において必要な場合は参考人招致をしている			<ul style="list-style-type: none"> ○ 請願の審査等においては、従前より参考人制度を活用している。 ○ 議会基本条例に参考人制度、公聴会制度の活用を規定。 	
		2-1-3 請願・陳情の位置付けについて		請願及び陳情は、憲法・自治法に制度化された最も歴史ある議会への市民参加方策であり、大切にし適正に処理されたい。 ※これまでも委員会審査時に請願提出者を参考人招致している			<ul style="list-style-type: none"> ○ 請願の審査時には、従前より提出者に参考人として出席を求め審査を実施している。 ○ 議会基本条例に請願、陳情を市民の政策提言と位置づけることを規定。 	

大項目	中項目	詳細項目	第1回設置 H20.11.27～H21.9.18 委員数:9名 調査結果 <委員会開催数:10回>	第2回設置 H21.11.14～H22.11.24 委員数:6名 調査結果 <委員会開催数:13回>	第3回設置 H22.11.24～H23.11.24 委員数:8名 調査結果 <委員会開催:11回>	第4回設置 H23.11.24～H24.8.1現在 委員数:9名 調査状況 <委員会開催:11回>	H20.11.27設置 ～ H24.9.26調査終了 議会改革の成果等	
市民参加	市民との連携	2-1-4 住民投票		現行法上制度化されている住民投票は、住民による直接請求権として保障されているものであり、本委員会では、条例による住民投票の必要性を議論した。その結果、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として、議会が必要と判断すれば実施されるべきであるが、個別型・常設型のメリットデメリット等を慎重に検討して決定すべきである。国の動向にも注視しながら検討を続ける必要がある。			議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として、議会が必要と判断すれば実施されるべきであるが、個別型・常設型のメリットデメリット等を慎重に検討して決定すべきである。国の動向にも注視しながら検討を続ける必要がある。	
	議会情報の公開	2-2-1 議案に対する各議員の賛否の公表	起立表決での各議員の賛否の公表は、全議員合意の中での実施が必要であり、どのような位置付けで実施するかなどを議会広報広聴特別委員会から掲載の申し出もあるため前向きな方向で検討する。 なお、伊賀市議会、栗山町議会は議会基本条例に賛否の公表を規定して実施している。	賛否の公表には正確さが必須条件である。それが担保できていない現状では議会だより等では公表しないこととなったが、公表すべきであるとの少数意見もあり、引き続き公表に向け検討されたい。	9月議会における提出議案に対する各議員の賛否の公表を「議会だより」に掲載した。正確性を期するために職員による確認を行ない、インターネット画像を補助ツールとした。 ※H23.9定例会から賛否公表を試行実施	議会基本条例策定にあたり、議案に対する各議員の賛否の公表を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ H23.9定例会から「議会だより」に各議員の賛否の公表を行っている。 ○ 議会基本条例に賛否の公表を規定。 	
		2-2-2 議長交際費の公開	① 議会のホームページで支出日、支払内容及び支出額を公開することとし、毎月初めに前月の支出分を追加掲載する。 議会広報紙で年間の支出区分ごとの件数、支出額及び総支出額を掲載する。なお、詳細は議会のホームページに掲載されている旨を記載する。	平成22年度より議会ホームページに議長交際費支出基準表、支出区分ごとの件数、支出額を掲載している。			<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年度より議会だより及び議会ホームページに公表。 	
		2-2-3 政務調査費の収支報告・事業の成果報告の公開	① 議会のホームページで、会派ごとの収支報告及び事業の成果について公開する。 ② 議会広報紙で、会派名、収支決算額等を記載した政務調査費収支報告一覧表を掲載する。なお、詳細は議会のホームページに掲載されている旨を記載する。	平成22年度分より、議会だより及び議会ホームページで公開することに伴ない、領収書の写し等閲覧させることができるようにするための条例改正を6月議会に委員会発議し可決した。		議会基本条例策定にあたり、政務調査費の収支報告、成果報告等公開を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年度分より「議会だより」及び議会ホームページに公表。 ○ 政務調査費交付条例を改正し、H22年度分から収支報告書、領収書等の閲覧を可能とした。 ○ 議会基本条例に政務調査費の公開等について規定。 	
		2-2-4 一般質問の録画配信について	データ処理等について引き続き研究を行う。	できるだけ安価な方法で速やかに実施するよう求めた。	H23.6月定例会の一般質問から録画配信を実施。		<ul style="list-style-type: none"> ○ H23.6月定例会の一般質問から録画配信を実施。 	
議会の基本的事項	議会基本条例	3-1-1 議会基本条例の制定	中長期検討項目につき検討保留	引き続き制定する方向で検討されたい。	議会基本条例の理念について委員会案をまとめる議員協議会に報告を行った。今後、条例の制定に向けてのスケジュールに基き進めることとする。	9月の条例制定に向け議会基本条例の策定作業を開始した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ H24.9.26に議会基本条例が可決成立、H24.10.1施行。 	
	議決事件の追加	3-2-1 市政の重要な計画等を議決事項に追加		議会及び市長は、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等に当たって、必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議されたい。		議会基本条例策定にあたり、議決事件の追加を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例に議決事件の拡大について規定。 	
	議員の政策能力の向上		政策能力向上を目指すための検討	議員の政策形成及び立案能力の向上については、議会基本条例に規定することを前提に、市民との意見交換会の実施及び議員研修会を年1回以上実施する方向で引き続き検討する。			議会基本条例策定にあたり、議会の使命として前文に政策立案及び政策提言を行うことを掲げ、使命を果たすための議会及び議員の活動指針、議会運営を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例に議員の政策形成及び立案能力の向上について規定。
		3-3-1 執行部の重要施策議会報告の制度化	先進事例を参考として引き続き検討をしていく。(伊賀市議会・栗山町議会の議会基本条例等参考)	今後も、政策過程及び予算資料等の説明資料については、よりわかりやすい資料の提示を求める。		議会基本条例策定にあたり、重要な施策を提案する場合、市長に対し説明資料の提出を求めることを規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例に重要な施策を提案する場合の説明資料の提出を求めることを規定。 	
		3-3-2 専門的知見の活用	地方自治法の規定に基づき必要に応じて行なう。	地方自治法の規定に基づき必要に応じて行なう。		議会基本条例策定にあたり、専門的知見の活用を規定することとした。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例に調査機関の設置について規定。 	
3-3-3 議員研修の充実強化		今年度初めて議員研修会を実施、翌年度以降も継続して実施されたい。 11/1 議会人の危機管理について 講師：市町村アカデミー客員教授 大塚康男氏	議員研修会を2回実施。 7/25 議会活動と議員の責務について 講師：兵庫県町議会議長会事務局長 長濱秀次郎氏 11/14 市民に開かれた議会とは 講師：京丹後市前議会議長 大同 衛氏		議員研修会を実施。 8/20 議会人の財務知識について 講師：市町村アカデミー客員教授 大塚康男氏	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年度より、議会の要望により議員研修経費が予算計上されている。 ○ H22年度～H24年度に議員研修会を実施、今後も継続的に実施。 ○ 議会基本条例に議員研修の充実強化について規定。 		

大項目	中項目	詳細項目	第1回設置 H20.11.27～H21.9.18 委員数:9名 調査結果 <委員会開催数:10回>	第2回設置 H21.11.14～H22.11.24 委員数:6名 調査結果 <委員会開催数:13回>	第3回設置 H22.11.24～H23.11.24 委員数:8名 調査結果 <委員会開催:11回>	第4回設置 H23.11.24～H24.8.1現在 委員数:9名 調査状況 <委員会開催:11回>	H20.11.27設置 ～ H24.9.26調査終了 議会改革の成果等	
議会の基本的事項	議員定数	3-4-1 次期の議員定数を検討	中長期検討項目につき検討保留	現行どおり		議会基本条例策定にあたり、議員定数条例の改正を行う場合の検討及び提案方法について規定することとした。	○ 議会基本条例に議員定数条例改正時の検討及び提案方法について規定。	
	議員報酬等	3-5-1 議員報酬	議員報酬については、特別職報酬等審議会に委ね、同審議会の意見を尊重する。	議員報酬については、特別職報酬等審議会条例に基づき同会に諮問し、同審議会の答申を尊重する。		議会基本条例策定にあたり、議員報酬条例の改正を行う場合の検討及び提案方法について規定することとした。	○ 特別職報酬等審議会の答申に基づきH22.12に議員報酬減額。 ○ 議会基本条例に議員報酬条例改正時の検討及び提案方法について規定。	
		3-5-2 費用弁償	議会として活動に必要な予算要望を行なう。	議会として活動に必要な予算要望を行なう。			○ 議会として活動に必要な予算要望を行なう。	
		3-5-3 逮捕等による議員報酬の支給停止		あつてはならないが、備えておく必要があり、条例化を検討されたい。			○ 引き続き、条例の内容、時期等について検討。	
	議会役職の任期等	3-6-1 正副議長の任期	正副議長の任期は、4年が基本であるが申し合わせにより2年とする。	引き続き、短期交代の弊害について検討されたい。				○ 引き続き、短期交代の弊害について検討。
		3-6-2 議会運営委員会、各常任委員会の任期	① 再任は妨げないため、現状どおり1年任期とする。 ② 議会運営委員は議長の任期と関連するので、議長の任期を考慮する。	議長の任期と併せて検討されたい。				○ 議長の任期と併せて検討。
		3-6-3 議長選挙における立候補と所信表明	議長選挙における立候補と所信表明については、下記の事項等を議員協議会で協議、決定した上で実施する。 1、立候補するための推薦人の有無 2、所信表明の持ち時間、質疑の有無 3、住民への公開の有無	立候補者の所信表明を議員協議会で実施できるよう検討されたい。	市民への公開を前提に、正副議長の選挙前に議場で本会議を休憩して議長・副議長候補者の所信表明を実施することを決定。議員協議会でインターネット公開、傍聴も可能として行うことを報告し、了承を得て実施した。			○ H22.11月の正副議長選挙における所信表明は、委員会室で実施。 ○ H23.11の正副議長選挙における所信表明は、議場において本会議を休憩してインターネット公開及び傍聴を可能として実施。
	議会事務局	3-7-1 議会事務局の調査・法制機能の充実強化	議長は、議会が市民の代表機関として、市政の監視・評価機能及び政策立案機能を十分に発揮するために、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。	議長は、議会が市民の代表機関として、市政の監視・評価機能及び政策立案機能を十分に発揮するために、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。			議会基本条例策定にあたり、議会事務局機能の充実強化を規定することとした。	H23年度から事務局内で議会に関する規定等について定期的に勉強会を実施するとともに、各種の職員研修会に積極的に参加。 ○ 議会基本条例に事務局の機能強化を規定。
		3-7-2 議事録の要点筆記・配布	議事録は、議員及び図書館等へCDで配布する。なお、事務局に製本したものを1冊設置して閲覧できるようにする。	議事録は、議員及び図書館等へCDで配布する。なお、事務局に製本したものを1冊設置して閲覧できるようにする。				○ H21年度から会議録をCDにより配布。
		3-7-3 議会図書の実質及び開かれた図書室	議員の調査研究に資するため議会関係図書の充実を図るとともに、図書台帳を整備する。	議員の調査研究に資するため議会関係図書の充実と台帳を整備する。また、判例検索システム及び議会資料の整備も併せて図られたい。			議会基本条例策定にあたり、議会図書室の充実を規定することとした。	H23年度予算編成時に議長から議員の調査研究経費の予算要望を行い、図書購入費が増額されている。 ○ 議会基本条例に議会図書質の充実を規定。
		3-7-4 事務局の外部委託・共同設置		議会事務局の外部委託・共同設置については、国会でも継続審査中であり方向性は見出せないが事務局職員については、議会運営及び政策立案能力の高い人材の配置と育成を求める。				議会事務局の外部委託・共同設置については、H23.4に自治法が改正され可能となったが ○ 現状のままとする。事務局職員については、議会運営及び政策立案能力の高い人材の配置と育成を図る。

大項目	中項目	詳細項目	第1回設置 H20.11.27～H21.9.18 委員数:9名 調査結果 <委員会開催数:10回>	第2回設置 H21.11.14～H22.11.24 委員数:6名 調査結果 <委員会開催数:13回>	第3回設置 H22.11.24～H23.11.24 委員数:8名 調査結果 <委員会開催:11回>	第4回設置 H23.11.24～H24.8.1現在 委員数:9名 調査状況 <委員会開催:11回>	H20.11.27設置 ～ H24.9.26調査終了 議会改革の成果等
その他	議会要望の制度化	4-1-1 会派間の執行部に対する要望の一本化	会派間の執行部に対する要望の一本化については政策が違うためできないが、議会全体として要望項目を絞った中での要望提出について引き続き検討する。	今後、検討しない。削除する。			会派間の執行部に対する要望の一本化については政策が違うためできない。検討項目から削除。
	一部事務組合議会・審議会・協議会	4-2-1 会議等の内容の報告	各会議等の内容で重要なものについて、議員協議会で適宜報告を行なう。	各会議等の内容で重要なものについて、議員協議会で適宜報告を行なわれたい。	各会議内容については、議長等組合議会議員が所管委員会へ報告を行い質疑応答されたい。 所管事務調査報告にその部分を加えて報告することを議員協議会で報告した。 各議会の議案書等資料を、議会図書室に備えた。		○ 一部事務組合議会等の会議内容については、議長等が所管委員会に報告。 議案書等資料を議会図書室に設置している。
		4-2-2 一部事務組合議会の組織のあり方	① 淡路広域の組合議会(行政・消防・水道)については、大きな予算を組んでおり、市長サイドが議員になるような変則的な議会を改革するよう他市の議長に積極的に働きかける。 ② 淡路が3市になった今、淡路広域の組合議会(行政・消防・水道)は3市の議長が議長職を執り、各市から何名かの議員が寄って組織を構成する議会本来の形を確立するようすべき。 議長が上記①②について、南あわじ市議会の意向として他市に対し積極的に提案する。	選出議員の内容について、南あわじ市議会の意向として、引き続き他市議会に対して積極的に働きかけたところ規約改正された。			○ 選出議員の内容について、南あわじ市議会の意向として他市議会に対して積極的に働きかけたところ規約改正された。